

Q15 知的障害を持つ児童・生徒はどのような学校に通うのですか。

養護学校、特殊学級（養護学級）、普通学級等です。

1 特殊教育の場合

学校教育法は、障害児に対する教育を「特殊教育」として制度化していますが、この教育の場を大きく分類すると、養護学校、特殊学級（養護学級）、そして普通学級の3分類となります。この他にも、通信学級や病院内学級、ほとんどの授業を障害のない子どもと一緒に通常学級で受け、障害に配慮した指導のみを特別の場、すなわち通級指導教室で受ける通級による指導、重度の障害・病弱などの理由から通学することが困難な障害のある子どもに対して、家庭や病院、施設に教師を派遣して教育を行う訪問学級などのバリエーションもあります。

2 現状

愛知県下では、下表のように、国立、県立、名古屋市立の各養護学校（知的障害）がある他、それぞれの地域の小中学校に養護学級が設置されています。

国	立	愛知県教育大学付属養護学校
県	立	春日台養護学校
		三好養護学校
		半田養護学校
		安城養護学校
		豊川養護学校
		佐織養護学校
		一宮東養護学校
		豊田高等養護学校
		春日井高等養護学校
名古屋市立		西養護学校
		南養護学校
		天白養護学校
		守山養護学校